身体拘束廃止・高齢者虐待防止　レストア川崎の取り組み

身体拘束廃止委員会活動

施設長の下、全員一丸となって身体拘束廃止に向けて努力し役割を十二分に発揮できるよう活動して参ります。

平成15年4月1日～　身体拘束廃止への取り組み強化

平成18年4月1日～　神奈川県身体拘束廃止モデル施設

平成29年・30年度　神奈川県高齢者権利擁護
身体拘束廃止推進事業
管理者・専門・基礎研修に出席

神奈川県拘束なき介護推進部会委員として活動

身体拘束廃止・高齢者虐待防止に関する考え方

身体拘束廃止・高齢者虐待防止は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

身体拘束廃止・高齢者虐待防止　レストア川崎の取り組み

身体拘束廃止・高齢者虐待防止に向けての基本方針

（1）身体拘束の原則禁止

レストア川崎においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

（2）やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者の生命又は身体を保護するための装置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は担当の職員個人又は数名のみで判断を行わず、施設全体で行い、適切なケア推進委員会を中心に充分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。

（3）日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

1.利用者主体の行動・尊厳のある生活に努めます。

2.言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。

3.利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応をします。

4.利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行いません。

5.「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に
　主体的な生活をしていただけるように努めます。」

身体拘束廃止・高齢者虐待防止　レストア川崎の取り組み

委員会活動

・多職種で構成（介護職・看護職・リハビリ職員・相談員・事務職等）

・定期的に毎月1回の委員会活動、他必要時に随時開催

・新人研修・施設内部研修・外部研修の企画運営実施

・身体拘束・不適切ケア廃止パトロール

・身体拘束廃止手順書の見直し

身体拘束廃止・高齢者虐待防止　レストア川崎の取り組み

令和2年度研修

令和2年　4月　　新人研修「身体拘束廃止手順」について

　　7月　　「尊厳とスピーチロック」についての理解

　　10月　疑似事例を元にグループワークを実施